

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、平成二十四年七月十九日現在において、次のとおりである。

平成二十四年七月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六百二十